年金記録問題に関する関係閣僚会議の開催について

（平成19年10月12日
閣 議 口 頭 了 解）

１．年金記録問題の解決のため、政府全体で適切な対策を総合的に推進することを目的として、年金記録問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。

２．会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び内閣官房長官とする。

　会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

３．会議は、内閣総理大臣が主宰する。

４．関係省庁間の事務を調整し、この会議を補佐するため、関係行政機関の実務担当者による会議を随時開催する。

５．会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。